

災害時の死者・安否不明者の氏名等に係る公表基準について

1 趣旨

災害発生時には、人命を最優先に、迅速・効率的な救出・救助活動等につなげるとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定の趣旨を踏まえ、死者・安否不明者の公表基準を定めることを目的とする。

2 公表する場合の範囲

死者（災害が原因で死亡した者）：

氏名、住所（町名若しくは大字名まで）、年齢、性別、被災状況
安否不明者（行方不明（災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者）となる疑いのある者）：

氏名、住所（町名若しくは大字名まで）、年齢、性別

なお、状況により一部を非公表とする場合もある。

3 公表の考え方

発災当初の72時間が人命救助において極めて重要な時間帯であるため、積極的な個人情報の活用を検討する。

一方で、個人情報の活用においては、個人情報保護法や災害対策基本法に則り、個人の権利利益を保護する必要があること。例えば配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等、特に個人の権利利益を保護する必要がある者には十分配慮する。

4 公表基準

死者

遺族が反対する場合又は住民基本台帳の閲覧制限等がある場合を除き、原則公表とする。（遺族の所在や意向確認に時間を要する場合には、反対があったとみなさない取扱とする）

安否不明者

搜索活動・人命救助に資するため、原則として氏名等を公表する。
ただし、住民基本台帳の閲覧制限等がある場合には非公表とする。